

八王子市知的障害児療育支援事業補助金交付要綱

平成15年4月1日施行

(通則)

第1条 この要綱は、知的障害児療育支援事業補助金について、予算の範囲内において補助するものとし、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、社会福祉法人（児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」を運営する法人）が行う知的障害児療育支援事業（以下「療育支援事業」という。）に要する経費を当該法人に補助することにより、障害児とその家族の地域生活を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、八王子市知的障害児療育支援事業運営要綱（以下「運営要綱」という。）に適合する事業とし、法人が運営するものとする。

2 補助事業を実施する年度（以下「事業実施年度」という。）の4月1日から3月31日までに支払いが完了した経費を補助対象とする。ただし、人件費や光熱水費など事業実施年度の支出であって、3月31日までに支出が完了しない経費については、市の出納整理期間中に支払額を確定し、経費の支払いを確認できる場合のみ補助対象とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金は、運営要綱第5条に掲げる事業のうち次の事業とする。

- 1 療育支援事業（人件費、教材費、光熱水費）
- 2 土地建物賃借料
- 3 通園バス運行管理事業
- 4 その他、市長が認めた事業

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額は、前条に規定する事業の実施に係る必要な経費の実支出額から、療育支援事業利用者負担金及び寄附金を控除した額とする。ただし、事業の実施に係る必要な経費の額が、当該年度の予算額を上回った場合は予算額をもって補助金額とする。

2 前条1～3に掲げる事業の補助基準額については、別途定めるものとする。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付を申請しようとする法人（以下「申請者」という。）は、知的障害児療育支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、その決

定の内容及び交付の条件を、知的障害児療育支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式。）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の条件は、別表のとおりとする。

（申請の撤回）

第9条 この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付の条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の交付の決定の内容若しくは、これに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

（事故報告等）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方から30日以内に、実績報告書を市長に提出し、精算すること。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、知的障害児療育支援事業補助金確定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知する。

（是正のための措置）

第14条 市長は、第13条による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

なお、第12条の実績報告は、この命令により必要な措置をした場合において、これを準用する。

（決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業が次の（1）から（3）までのいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 1の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第16条 市長は、第10条又は第15条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した後において、補助金の額より当該補助事業者における対象経費の実支出額が少ない場合には、期限を定めてその差額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この補助金は、国・都制度の改定時を終期として見直しを行うこととする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。